

令和2年度 市民税・県民税申告書(分離課税等用)

			整理番号		
フリガナ			生年月日	電話番号	
氏名			明・大・昭・平・令	.	.

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	特例適用条文	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 所得金額(Ⓐ-Ⓑ)	Ⓓ 特別控除額	Ⓔ 所得金額(Ⓒ-Ⓓ)
		円	円	円	円	円

株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

区分	収入金額	必要経費	差引金額
	円	円	円

上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

Ⓐ 給与収入金額	Ⓑ 特定支出の金額の合計額	所得金額(Ⓐ-Ⓑ)
円	円	円

(赤字の場合は0)

山林所得に関する事項

Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 特別控除額	Ⓓ 青色申告特別控除額	Ⓔ 所得金額(Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ-Ⓓ)
円	円	円	円	円

退職所得に関する事項

Ⓐ 収入金額	勤続年数	Ⓑ 退職所得控除	Ⓒ 差引金額(Ⓐ-Ⓑ)	所得金額(Ⓒ×1/2)
円	年 (年 月間)	円	円	円

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

焼津市使用欄(記入不要)

収入金額				
短期譲渡	一般	201	_____	_____
	軽減	205	_____	_____
長期譲渡	一般	210	_____	_____
	特定	214	_____	_____
一般株式等の譲渡	軽課	218	_____	_____
		223	_____	_____
上場株式等の譲渡		227	_____	_____
			_____	_____
上場株式等の配当		251	_____	_____
			_____	_____
先物取引		235	_____	_____
			_____	_____
山林		239	_____	_____
			_____	_____
退職		243	_____	_____
			_____	_____
所得金額・特別控除額				
短期譲渡	一般	特控前	202	_____
	特控	203	_____	_____
軽減	特控前	206	_____	_____
	特控	207	_____	_____
一般	特控前	211	_____	_____
	特控	212	_____	_____
特定	特控前	215	_____	_____
	特控	216	_____	_____
軽課	特控前	219	_____	_____
	特控	220	_____	_____
一般株式等の譲渡		224	_____	_____
			_____	_____
上場株式等の譲渡		228	_____	_____
			_____	_____
上場株式等の配当		252	_____	_____
			_____	_____
先物取引		236	_____	_____
			_____	_____
山林	特控前	240	_____	_____
	特控	241	_____	_____
退職		246	_____	_____
			_____	_____
特例適用条文				

条項号

分離課税所得の計算方法について

〈土地・建物等の譲渡所得等の税額の求め方〉

土地や建物、株式等の資産を譲渡した場合の所得や先物取引等の所得は、給与所得や事業所得等の他の所得と分離して税額計算を行います。

土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間（譲渡した年の1月1日を基準に判定します。）によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税率や税額の計算方法などが異なります。

① 課税譲渡所得金額

$$\text{収入金額} - \left(\text{譲渡した資産の取得費用} + \text{譲渡費用} \right) - \text{特別控除額(注1)} - \text{所得控除額(注2)}$$

(注1) 公共事業などのために土地建物を売った場合、一定の要件のもとに5,000万円を限度とする特別控除があります。その他にも居住用財産を譲渡した場合の特別控除などがあります。

② 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地・建物等	5年超	長期譲渡所得
	5年以下	短期譲渡所得

(注2) 総所得金額から控除しきれなかった所得控除額がある場合、その金額を控除します。

③ 土地・建物等の譲渡所得等の税率

区分		算式
短期 譲渡所得	一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税5.4%、県民税3.6%、所得税 30%）
	軽減分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
長期 譲渡所得	一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
	特定分	[2,000万円以下] 課税譲渡所得金額×税率（市民税2.4%、県民税1.6%、所得税 10%） [2,000万円超] 市民税 48万円 + (課税譲渡所得金額-2,000万円) × 3.0% 県民税 32万円 + (課税譲渡所得金額-2,000万円) × 2.0% 所得税 200万円 + (課税譲渡所得金額-2,000万円) × 15%
		[6,000万円以下] 課税譲渡所得金額×税率（市民税2.4%、県民税1.6%、所得税 10%） [6,000万円超] 市民税 144万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 3.0% 県民税 96万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 2.0% 所得税 600万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 15%
	軽課分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
一般株式等の譲渡		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
上場株式等の譲渡		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
上場株式等の配当		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
先物取引		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）

〈源泉分離課税の対象とされなかった退職所得の課税所得の求め方〉

退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

【税率】 市民税6%・県民税4%

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年までの場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年) + 800万円

※勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。

※障害退職の時は、退職所得控除額に100万円を加算します。

※勤続年数5年以下の役員等の場合は、退職所得の計算が変わります。